

疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会 審議結果

令和4年9月9日

審議件数	6
認定	6
否認	0
保留	0

<出席委員>

五十嵐委員、今村委員、岡田委員、織田委員、加藤委員、絹巻委員、澁谷委員、多屋委員、徳永委員
戸部委員、長谷川委員、樋口委員、平澤委員、広松委員、宮崎委員、迎委員、森委員、山内委員、山本委員
(欠席委員)奥山委員、中野委員、中山委員、安元委員、山川委員

	性別	接種時 年 齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認 (理由)	備考
(認定)	女	73歳	インフルエンザ	医療費・医療手当	無菌性髄膜炎、廃用症候群		認定		
	男	1歳	日本脳炎	医療費・医療手当	血小板減少性紫斑病		認定		
	女	5カ月	BCG	医療費・医療手当	結核疹		認定		
	女	5カ月	BCG	医療費・医療手当	結核疹		認定		
	男	1カ月	ロタ	医療費・医療手当	嘔吐、下痢、血便、乳び腹水、循環血液量減少性ショック		認定		
	男	5カ月	BCG	医療費・医療手当	左腋窩リンパ節炎		認定		

※ 認定された死亡事例について、疾病・障害認定審査会の審議において、死亡の原因となった疾病に関連すると評価された基礎疾患及び既往症。

ワクチン名	対象疾病名
DPT-IPV	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)
DPT	ジフテリア・百日せき・破傷風
DT	ジフテリア・破傷風
IPV	急性灰白髄炎(ポリオ)
MR	麻疹・風しん
BCG	結核
Hib	Hib感染症
PCV	肺炎球菌感染症(小児)
HPV	ヒトパピローマウイルス感染症
B肝	B型肝炎
PPSV	肺炎球菌感染症(高齢者)
MMR	麻疹・風しん・おたふくかぜ

否認理由

1. 予防接種と疾病との因果関係について否定する明確な根拠はないが、通常の医学的見地によれば否定する論拠がある。
2. 予防接種と疾病との因果関係について否定する明確な根拠がある。
3. 疾病の程度は、通常起こりうる副反応の範囲内である。
4. 障害の程度は、政令に定められる障害に相当しない。
5. 因果関係について判断するための資料が不足しており、医学的判断が不可能である。

(参考) 予防接種健康被害救済制度の審査について

本審査会での認定にあたっては、個々の事例毎に、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象」との考え方に基づき審査している。

疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会 審議結果
(新型コロナワクチン分)

令和4年9月9日

審議件数	17
認定	10
否認	2
保留	5

	性別	接種時 年 齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認 (理由)	備考
(認定)	男	91歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料	間質性肺炎急性増悪		認定		
	男	72歳	新型コロナ	医療費・医療手当	血小板減少性紫斑病、脳出血		認定		
	男	72歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料	血小板減少性紫斑病、脳出血		認定		
	女	65歳	新型コロナ	医療費・医療手当	ギラン・バレー症候群疑い		認定		
	男	26歳	新型コロナ	医療費・医療手当	重症片頭痛発作		認定		
	女	72歳	新型コロナ	医療費・医療手当	IgA血管炎		認定		
	男	65歳	新型コロナ	医療費・医療手当	血小板減少性紫斑病		認定		
	男	69歳	新型コロナ	医療費・医療手当	発熱、頭痛		認定		
	男	21歳	新型コロナ	医療費・医療手当	急性心筋炎		認定		
	女	69歳	新型コロナ	医療費・医療手当	発熱、てんかん発作の再燃		認定		
(否認)	女	86歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	2	
	女	86歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			否認	2	
(保留)	女	87歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			保留		
	男	69歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	69歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			保留		
	女	20歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	女	20歳	新型コロナ	障害年金			保留		

※ 認定された死亡事例について、疾病・障害認定審査会の審議において、死亡の原因となった疾病に関連すると評価された基礎疾患及び既往症。

(参考1) 実績(累積)

これまでの進達受理件数 : 4,244件 ※本日の審議結果を含む
認定件数 : 920件
否認件数 : 69件
現在の保留件数 : 28件

否認理由

1. 予防接種と疾病との因果関係について否定する明確な根拠はないが、通常の医学的見地によれば否定する論拠がある。
2. 予防接種と疾病との因果関係について否定する明確な根拠がある。
3. 疾病の程度は、通常起こりうる副反応の範囲内である。
4. 障害の程度は、政令に定められる障害に相当しない。
5. 因果関係について判断するための資料が不足しており、医学的判断が不可能である。

(参考2) 予防接種健康被害救済制度の審査について

本審査会での認定にあたっては、個々の事例毎に、「**厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象**」との考え方に基づき審査している。

照会先

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室健康被害救済付係

TEL 03-5253-1111 内線 2976